

桔梗ヶ原・松本ワインバレー特区

都道府県名：	長野県	
申請主体名：	松本市及び塩尻市並びに長野県東筑摩郡山形村及び朝日村	
区域の範囲：	松本市及び塩尻市並びに長野県東筑摩郡山形村及び朝日村の全域	
特区の概要：	<p>本区域は、農業生産基盤整備により、耕作農地の規模拡大が図られてきている一方で、農業生産条件の不利な中山間地域も多く、担い手の高齢化、後継者不足等により遊休荒廃農地の増加が課題となっている。</p> <p>特例措置の活用により、特産酒類の原料となる果実等の生産拡大、高付加価値化が農業所得の向上をもたらし、農業に新たな魅力が加わることで、遊休荒廃農地の縮減や新たな担い手の確保につながる展開を推進する。また、特色ある小規模ワイナリーが区域内に点在することで、観光業だけでなく、商工業を含めた多様な交流・連携を呼び起こし、交流人口・定住人口の増加や地域活性化につなげることを目指す。</p>	
適用される規制の特例措置：	特産酒類の製造事業	
		
醸造用ぶどう	特産品のりんご	